## 特別規制地区(木屋町・先斗町を除く)の許可基準(数値関係)一覧

	特別	規制地区	産寧坂	石塀小路	祇園新橋	嵯峨鳥居本	上賀茂
全種類		区画内における合計 面積	3m²	3m²	3 m²	3 m²	$4\mathrm{m}^2$
告	全種類	最上部の高さ (切り文字緩和の適用なし)	6m	3m	6m	4m	6m
		合計面積	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$3\mathrm{m}^2$
	ひさし看板 等	定着する屋根, 軒又 はひさしの面の高さに 対する看板等の高さ の割合	20/100	20/100	20/100	20/100	20/100
	突出型屋外 広告物等	出幅	1m	1m	1m	1m	1m
	自動販売機	表示面積の合計	0. 1 m²	広告物, 臨時的	告物,公共屋外	0. 1 m²	0. 1 m²
	ポスター, はり紙及び はり札	1個当たりの面積	1 m²	1 m²	1 m²	1 m²	$1\mathrm{m}^2$
	上記で定め のないもの	1個当たりの面積	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$
	幕 可変表示式		設置禁止				
	全種類	区画内で表示する屋 外広告物等の総面積	2 m²	2 m²	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	3 m²
		最上部の高さ	4m	3m	5m	3m	6m
	一本支柱型	表示面1面当たりの面積	$1\mathrm{m}^2$	$1\mathrm{m}^2$	$1\mathrm{m}^2$	0. 5m²	$1\mathrm{m}^{\!2}$
		支柱の中心線から表 示面の端までの距離	1m	1. 5m	1m	1m	1m
		最上部の高さに 対する最下部の 高さの割合	1/2以上 (ただし, 最上 部の高さが2. 5m以下のも のは除く。)	1/2以上 (ただし, 最上 部の高さが1. 5m以下のも のは除く。)	1/2以上 (ただし, 最上 部の高さが1. 5m以下のも のは除く。)	1/2以上 (ただし, 最上 部の高さが2 m以下のもの は除く。)	1/2以上 (ただし, 最上 部の高さが <b>3</b> m以下のもの は除く。)
立		1個当たりの面積	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$
型型	多本支柱型 及び広告塔	最上部の高さ	2. 5m		1	2m	3m
至屋外広告物等		表示面1面当たりの面積	$2\mathrm{m}^2$	設置禁止		$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$
		幅	2m	(	広告物及び 生物を除く )	2m	2m
		1個当たりの面積	$2\mathrm{m}^2$	ム大圧バム	□ 101.5 by /° \	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$
	広告スタンド	最上部の高さ	1. 5m	1m	1. 5m	1. 5m	1. 5m
		表示面1面当たりの面積	$1\mathrm{m}^2$	0. 5m²	$1\mathrm{m}^2$	$1\mathrm{m}^2$	$1\mathrm{m}^2$
		1個当たりの面積	$2\mathrm{m}^2$	$1\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$	$2\mathrm{m}^2$
	立て看板	最上部の高さ	2m		設置禁止		2m
		表示面1面当たりの面積	$1\mathrm{m}^2$			広告物, 臨時的	$1\mathrm{m}^2$
		1個当たりの面積	$1\mathrm{m}^2$	屋外広告物,	工事用屋外広	告物を除く。)	$1\mathrm{m}^2$
	のぼり	区画内に存するのぼり の面積の合計 区画内に存する他の	2 m²	2 m²	2 m²	2 m²	$2\mathrm{m}^2$
		のぼりとの間の距離 (広告スタンド以外)	10m	10m	10m	10m	10m
	可変表示式	(広告スタンド)	設置禁止				
	アーチ型	VETH / V · I /	<b>以</b> 巴尔亚				
		により表示するもの	設置禁止				
\ <u>\</u>		インサフトフトロギナベキ	1			( ) ( )	

<sup>※</sup> 照明がフラッシュ式又はストロボ式であるもの、点滅式又は可動式であるもの(公衆の安全を図るために必要なものを除く)は設置禁止。

## 特別規制地区(木屋町・先斗町を除く)の許可基準(その他)一覧

産寧坂	石塀小路	祇園新橋	嵯峨鳥居本	上賀茂
第4条	第4条	第4条	第4条	第4条
(3) 管理用屋外広告物, 面	(3) 管理用屋外広告物, 面	(3) 管理用屋外広告物, 面	(3) 管理用屋外広告物, 面	(3) 管理用屋外広告物,面
積が0.5平方メートル以下の	積が0.5平方メートル以下の			積が0.5平方メートル以下の
案内用屋外広告物, 自家用	案内用屋外広告物, 自家用	案内用屋外広告物, 自家用	案内用屋外広告物, 自家用	案内用屋外広告物, 自家用
屋外広告物であること。	屋外広告物であること。	屋外広告物であること。	屋外広告物であること。	屋外広告物であること。
(4) 規則第1条第2項第2号	(4) 規則第1条第2項第2号	(4) 規則第1条第2項第2号	(4) 規則第1条第2項第2号	(4) 規則第1条第2項第2号
に規定する表示面(以下「表	に規定する表示面(以下「表	に規定する表示面(以下「表	に規定する表示面(以下「表	に規定する表示面(以下「表
示面」という。)の下地の色	示面」という。)が, 主として,	示面」という。)が、主として、	示面」という。)の下地の色	示面」という。)の下地の色
が, 白色, 薄い灰色, 薄いク	白色, 黒色, 焦げ茶色, 薄い	白色, 黒色, 紺色, 焦げ茶	が, 白色, 薄い灰色, 薄いク	が, 白色, 薄い灰色, 薄いク
リーム色、薄い茶色その他の	灰色その他の落ち着いた色		リーム色、薄い茶色その他の	リーム色、薄い茶色その他の
	彩で構成され、かつ、意匠が	する色彩で構成され、かつ、		落ち着いた色又は木若しくは
石その他の自然の素材の色	周辺の町並み及び建造物に	意匠が周辺の町並み及び建		石その他の自然の素材の色
を使用したものであること。た	調和していること。	造物に調和していること。	を使用したものであること。た	を使用したものであること。た
だし、ポスター、はり紙、はり	W-1112 3 = 20		だし、ポスター、はり紙、はり	だし、ポスター、はり紙、はり
札その他これらに類するもの				札その他これらに類するもの
についてはこの限りではな				については、この限りでない。
V.				
(5) 文字, 記号又は図の部			(5) 文字, 記号又は図の部	(5) 文字, 記号又は図の部
分の色が、表示面の下地の			分の色が、表示面の下地の	分の色が、表示面の下地の
色と不調和でないこと。			色と不調和でないこと。	色と不調和でないこと。
(6) 形態及び意匠が和風の	(5) 形態及び意匠が和風の	(5) 形態及び意匠が和風の	(6) 形態及び意匠が和風の	(6) 形態及び意匠が和風の
	雰囲気をもっていること、その			雰囲気をもっていること、その
他この地区内の景観の特性	他この地区内の景観の特性	他この地区内の景観の特性	他この地区内の景観の特性	他この地区内の景観の特性
に調和していること。	に調和していること。	に調和していること。	に調和していること。	に調和していること。
(8) 照明付きの屋外広告物	(7) 照明付きの屋外広告物	(7) 照明付きの屋外広告物	(8) 照明付きの屋外広告物	(8) 照明付きの屋外広告物
	又は掲出物件にあっては、次			又は掲出物件にあっては、次
	に掲げる基準に適合している		に掲げる基準に適合している	
に対ける医学に適合している。	に拘りる至中に過日している。	に拘りる本字に過日している	に拘りる本字に過日している。	に均りる基準に適日している。
ア照明の色が白色又は淡	ア照明の色が白色又は淡	ア照明の色が白色又は淡	ア照明の色が白色又は淡	ア照明の色が白色又は淡
色であること。	色であること。	色であること。	色であること。	色であること。
イ照明装置が規則第18条	イ照明装置が当該屋外広	イ照明装置が規則第18条	イ照明装置が規則第18条	イ照明装置が規則第18条
第7号ウに規定する公共用空				
地(以下「公共用空地」とい		地(以下「公共用空地」とい	地(以下「公共用空地」とい	地(以下「公共用空地」とい
	いこと。			
う。)から容易に見えないこ	ウ照明が過度にまぶしいも	う。)から容易に見えないこ	う。)から容易に見えないこ	う。)から容易に見えないこ
と。	のでないこと。	と。	と。	と。
ウ光の向きが通行の妨げ		ウ照明が過度にまぶしいも	ウ照明が過度にまぶしいも	ウ照明が過度にまぶしいも
にならないように設定されて		のでないこと。	のでないこと。	のでないこと。
いること。				
エ照明が過度にまぶしいも				
のでないこと。				